

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月四日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立東松山特別支援学校の項入学資格の欄中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。